



埼玉県報

第 3096 号
平成 31 年(2019 年)
4 月 12 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）

告示

- 住民基本台帳ネットワークシステムにおける埼玉県に係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム課）
- 総務事務システム構成機器等賃貸借に関する入札公告（総務事務センター）
- 平成 31 年 1 月から 3 月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 妻沼西南土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 児玉土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 元荒川上流土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 朝霞都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 戸田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 戸田都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 一般国道 299 号の道路の占用を制限する区域の指定（飯能県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の道路の占用を制限する区域の指定（飯能県土整備事務所）
- 県道熊谷羽生線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 平成 30 年度埼玉県議会情報公開の実施状況（政策調査課）

正誤

- 埼玉県公営企業管理規程第 5 号中訂正（公営企業・総務課）

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月12日

埼玉県公安委員会委員長 齋藤 公 子

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

344 県道深谷東松山線	東松山市大字石橋字小林1585番10地先から 東松山市大字上野字円光寺135番1地先まで
345 小川町道242号線	比企郡小川町ひばり台二丁目1番1地先から 比企郡小川町大字原川牛追谷616番1地先まで
346 狭山市道幹第24号線	狭山市青柳479番6地先から 狭山市新狭山一丁目12番21地先まで
347 狭山市道C第27号線	狭山市中新田480番1地先から 狭山市青柳1488番1地先まで
348 県道上野さいたま線	上尾市大字上野字三塚41番15地先から 上尾市大字平方領々家字前497番1地先まで
349 県道上野さいたま線	さいたま市西区大字中釘字後谷2241番1地先から さいたま市西区大字中釘字西光坊2170番4地先まで
350 一般国道254号	和光市新倉五丁目2010番1地先から 朝霞市大字上内間木字内川端418番3地先まで
351 一般国道463号	越谷市神明町二丁目416番3地先から さいたま市岩槻区釣上神明島71番1地先まで
352 一般国道463号	さいたま市岩槻区釣上神明島71番1地先から さいたま市緑区大字大門字鶴巻2380番4地先まで
353 熊谷市道40728号線	熊谷市玉井字平井通上16番1地先から 熊谷市久保島字吹立1185番1地先まで

354 熊谷市道40672号線	熊谷市久保島字吹立1185番 1 地先から 熊谷市久保島字宿521番 2 地先まで
355 熊谷市道41052号線	熊谷市久保島字宿521番 2 地先から 熊谷市久保島字宿521番 7 地先まで
356 熊谷市道41053号線	熊谷市久保島字宿521番 7 地先から 熊谷市久保島字宿521番 3 地先まで
357 一般国道354号	加須市柳生字小屋口1656番 1 地先から 加須市柏戸字八幡1215番 1 地先まで

附 則

この規則は、平成31年 4 月15日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムにおける埼玉県に係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課住基ネット・マイナンバー担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年3月29日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地

5 契約金額

108,162,724円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第三百七十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

総務事務システム構成機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成36年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

た者であること。

- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 上岡 電話048-830-2395（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成31年6月6日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成31年6月5日（水）午後5時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 平成31年6月6日（木）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成31年5月22日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成31年5月7日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(1) Nature of Services Required:

Leasing of Computer Equipment for the Saitama Computerized Administration System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:30 a.m., June 6, 2019

By registered mail or in person: 5:00 p.m., June 5, 2019

(3) Contact Information:

First Computerized Administration System Group,

Computerized Administration Center,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Ph. 048-830-2395

告 示

埼玉県告示第三百七十一号

平成三十一年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第三百七十二号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、妻沼西南土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	吉田 稔	埼玉県熊谷市八木田五百三十七番地
同	小沼 浩之	同 下増田七十九番地
同	大岡 博	同 八木田百六十九番地
同	内田 一夫	同 飯塚九百四十四番地
同	岩崎 亘夫	同 四百二十四番地
同	堀口 明	同 弥藤吾二千四百二十一番地
同	田野 雅己	同 男沼二十番地一
同	塚田 峰夫	同 西野三百六十八番地一
同	鈴木 宏治	同 飯塚八百十一番地
同	小林 七郎	同 東別府二千二百十二番地
同	馬場 初男	同 上江袋九百七十二番地
同	長島 正明	同 同 二百八十一番地
同	長谷川 忠一	同 弥藤吾千八百一番地
同	坂本 隆	同 上江袋千三百十九番地
同	福島 貞夫	同 飯塚千五百九十一番地
同	小林 徳司	同 市ノ坪七十五番地二
同	吉田 卓司	同 原井百二番地
同	宮澤 貞雄	同 永井太田千二十二番地
同	須永 俊也	同 飯塚千五百二十八番地二
同	大澤 茂雄	同 深谷市堀米百九十九番地一
同	川田 光治	同 熊谷市上江袋千三百四十二番地
同	田沼 寛央	同 永井太田四百十六番地
同	井田 勇	同 深谷市上柴町東二丁目九番地十六

二 退任

職名 氏名 住所

告 示

埼玉県告示第三百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月九日認可した。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

児玉土地改良区

二 事務所所在地

本庄市

告 示

埼玉県告示第三百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月九日認可した。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

元荒川上流土地改良区

二 事務所所在地

行田市

告 示

埼玉県告示第三百七十六号

平成三十年埼玉県告示第八百五十号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十五日終了した旨測量計画機関である桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十七号

平成三十年埼玉県告示第千三百三十三号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十二日終了した旨測量計画機関である北本市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十八号

平成三十一年埼玉県告示第三十八号で公示した公共測量は、平成三十一年三月十五日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十九号

平成三十年埼玉県告示第千四十号で公示した公共測量は、平成三十一年三月十八日終了した旨測量計画機関である伊奈町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百八十号

平成三十年埼玉県告示第七百六十九号で公示した公共測量は、平成三十一年三月十五日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百八十一号

平成三十年埼玉県告示第千二百六十四号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十二日終了した旨測量計画機関である八潮市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百八十二号

朝霞市から朝霞都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百八十三号

吉見町から東松山市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百八十四号

戸田市から戸田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により戸田市から戸田都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

一般国道 二百九十九号 日高市大字台字大沢前三百五十六番一地从先から飯能

市大字飯能字中村沢千二十六番四地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十一年四月十二日

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 飯能寄居線 日高市大字上鹿山字数久保八百七番一地从先から入間郡毛呂

山町大字葛貫字新田前千八百八番一地从先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十一年四月十二日

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

<p>熊谷羽生線</p>	<p>路線名</p>
<p>熊谷市上之字五田塚一九二一番二地先から 同市上之字宮の前三九七五番一―地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年四月十三日 (午後二時)</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一、二三一・〇〇メートル</p>	<p>備考 平成十六年三月三十日付け埼玉県告示第六百三十五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

平成三十年十二月二十六日

指令川建セ第三〇〇〇一四〇号

二 検査済証番号

平成三十一年四月十日

川建セ第三〇〇〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町上野東四丁目十六番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西二丁目十一番地四

株式会社ヤマニ 代表取締役 佐野 裕也

告 示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会情報公開条例（平成十一年埼玉県条例第二号）第十五条の規定により、平成三十年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県議会議長 齊藤 正明

請求の受付件数及び処理件数

受付件数		処理件数			
平成三十前年度か 年度受付らの繰越 件数	件数	公開	部分公開	非公開	計
三七二	〇	三三三	三三九	〇	三七二
					平成三十一 年度への繰 越件数
					〇

注 件数は、公文書の件数である。

正 誤

埼玉県公営企業管理規程第五号（平成三十一年三月二十九日第三千九十二号）中

訂正

ページ	表中	行
一	名称	前から一

誤

埼玉県水道整備事務所北部支所

正

埼玉県水道整備事務所鴻巣支所